

第9節 市民の参加・福祉人材の養成等

地域住民は、サービスの受け手であると同時にサービスの担い手としての役割が期待されています。地域住民の間で、保健福祉サービスの動向が「身近な問題」、「社会的な問題」として関心が高まる中で、地域住民のすべてが地域社会の一員として、「共に手を携え、支え合い、いきいきと安心して暮らせる福祉コミュニティの実現」のために、様々な施策を実施しています。

1 千葉市社会福祉協議会

地域住民やボランティア、福祉・保健等の関係者、行政機関で構成され、住民が抱えている福祉課題を地域全体の福祉課題としてとらえ、住民の福祉活動への参加を進めながら、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和27年2月5日に設立され、昭和42年3月に社会福祉法人となっています。

地域に身近な組織として、6区の保健福祉センター内に区事務所とボランティアセンターを設置し、区内の地区部会への支援、ボランティアの育成、各種相談事業を行っています。

主な事業は、次のとおりです。

- (ア) 小地域福祉活動の推進
- (イ) 社会福祉に関する広報・啓発活動
- (ウ) ボランティアの啓発・育成及び活動の支援
- (エ) 福祉教育の推進
- (オ) 在宅福祉サービスの推進
- (カ) 児童福祉の推進
- (キ) 民間社会福祉施設等との連携
- (ク) 社会福祉関係団体との連携
- (ケ) 各種資金の貸付事業
- (コ) 成年後見事業及び日常生活自立支援事業の推進
- (サ) 市からの受託事業
 - ・ 放課後児童健全育成事業（子どもルームの運営）
 - ・ 社会福祉研修センター管理運営事業（指定管理）
 - ・ 生活困窮者自立支援事業（千葉市生活自立・仕事相談センター中央）

[問い合わせ先 千葉市社会福祉協議会]

2 千葉市ボランティアセンター

主に福祉分野のボランティア活動を支援するために、ボランティア活動に関する相談やボランティアの登録、活動紹介、情報の収集及び提供、各種ボランティア講座の開催、施設（会議室、活動室等）の貸し出しを行っています。

また、各保健福祉センター内に区ボランティアセンターを開設し、ボランティア活動に関する相談や活動施設等の貸し出し等も行っています。

[問い合わせ先 千葉市ボランティアセンター]

3 千葉市社会福祉研修センター

福祉を担う人材の養成と資質の向上を図るため、社会福祉事業に従事する行政職員や社会福祉施設職員等を対象に、幅広い研修を計画的・体系的に行うとともに、一般市民を対象とした研修等を行います。

[問い合わせ先 社会福祉研修センター]

4 千葉県共同募金会千葉市支会

毎年10月1日から3月末日までの6か月間、全国一斉に実施される「赤い羽根」共同募金運動は、民間の社会福祉事業を推進するための財源確保を目的として行われる市民主体の運動で、集められた募金は、県内で様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間の社会福祉施設、団体及び支援を必要とする人々の福祉向上のために役立てられています。

[問い合わせ先 千葉市社会福祉協議会]

5 日本赤十字社千葉県支部千葉市地区本部

赤十字活動は「人間の命と健康、尊厳を守る」を使命として、災害救護事業、献血事業、地域医療事業、救急法や健康生活支援講習等、各種講習会事業など、様々な分野の活動を実施しています。

これらの活動を推進するために、毎年5月・6月に赤十字活動資金（社資）募集運動を行っています。

[問い合わせ先 千葉市社会福祉協議会]

6 千葉市社会福祉基金

皆様から寄せられる善意の寄附金を有効に運用し管理するため、昭和53年度に千葉市社会福祉基金を設置し、社会福祉の増進を図るために活用しています。

当基金へのご寄附は、税控除の対象となります。皆さまからのあたたかいご寄附をお待ちしています。

[問い合わせ先 地域福祉課]

7 千葉市社会福祉事業団

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団は、第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業という社会福祉法に基づく事業とその他の事業を適切かつ効率的に行うことにより、市における社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体です。

現在は、指定管理者として桜木園などの社会福祉施設の運営等を行うほか、自主運営で和陽園、いきいきプラザ内デイサービスセンターの運営を行っています。

(1) 第1種社会福祉事業

- (ア) 障害児入所施設 千葉市桜木園の管理運営
- (イ) 養護老人ホーム 和陽園の設置運営
- (ウ) 特別養護老人ホーム 和陽園の設置運営

(2) 第2種社会福祉事業

- (ア) 障害児通所支援事業所 千葉市桜木園の管理運営
- (イ) 障害福祉サービス事業所 千葉市桜木園の管理運営
- (ウ) 千葉市療育センターの管理運営

療育相談所

障害児通所支援事業所 すぎのこルーム

- | | |
|---|--|
| 障害児通所支援事業所 | やまびこルーム |
| (エ) 千葉市大宮学園の管理運営 | |
| 障害児通所支援事業所 | ひまわりルーム |
| 障害児通所支援事業所 | たけのこルーム |
| (オ) 身体障害者福祉センター | 千葉市療育センターふれあいの家の管理運営
千葉市障害者福祉センターの管理運営 |
| (カ) 老人福祉センター | 千葉市中央いきいきプラザの管理運営
千葉市花見川いきいきプラザの管理運営
千葉市稲毛いきいきプラザの管理運営
千葉市若葉いきいきプラザの管理運営
千葉市緑いきいきプラザの管理運営
千葉市美浜いきいきプラザの管理運営 |
| (キ) 老人デイサービスセンター | 中央いきいきプラザ内デイサービスセンターの運営
花見川いきいきプラザ内デイサービスセンターの運営
美浜いきいきプラザ内デイサービスセンターの運営 |
| (ク) 老人居宅介護等事業 | |
| (ケ) 千葉市発達障害者支援センターの運営 | |
| (コ) 障害福祉サービス事業所 | 千葉市療育センターいずみの家の管理運営 |
| (ク) 障害児相談支援事業所、特定相談支援事業所千葉市療育センター相談支援事業所ぱれっとの管理運営 | |

(3) その他の事業

- (ア) 千葉市ことぶき大学校の管理運営
- (イ) 千葉市大宮いきいきセンターの管理運営
- (ウ) 千葉市花見川いきいきセンターの管理運営
- (エ) 千葉市あやめ台いきいきセンターの管理運営
- (オ) 千葉市都賀いきいきセンターの管理運営
- (カ) 千葉市越智いきいきセンターの管理運営
- (キ) 千葉市蘇我いきいきセンターの管理運営
- (ク) 千葉市さつきが丘いきいきセンターの管理運営
- (ケ) 千葉市真砂いきいきセンターの管理運営
- (コ) 千葉市土気いきいきセンターの管理運営
- (ク) 千葉市ハーモニープラザの管理運営
- (シ) おゆみ野ふれあい館の管理運営

[問い合わせ先 千葉市社会福祉事業団 電話 209-8815]

8 千葉市ハーモニープラザ

男女共同参画センターと、福祉関連施設の複合施設です。市では、男女共同参画社会の実現や福祉の充実を目指します。

(1) 主な施設の内容（施設の案内）

- ・男女共同参画センター
- ・障害者相談センター
- ・障害者福祉センター
- ・社会福祉研修センター
- ・ボランティアセンター
- ・成年後見支援センター
- ・心配ごと相談所
- ・福祉関係団体事務局

(2) 施設の利用時間・休館日

名 称	利 用 時 間	休 館 日
男女共同参画センター	火～土曜日 9:00～21:00 日曜日 9:00～17:15	月曜日、祝日、年末年始
障害者相談センター	月～金曜日 8:30～17:30	土・日曜日、祝日、年末年始
障害者福祉センター	火～土曜日 9:00～21:00 日曜日 9:00～17:15	月曜日、祝日、年末年始
社会福祉研修センター	月～金曜日 9:00～17:15	土・日曜日、祝日、年末年始
ボランティアセンター	火～土曜日 8:30～17:30	日・月曜日、祝日、年末年始
成年後見支援センター	月～金曜日 9:00～17:30	土・日曜日、祝日、年末年始
心配ごと相談所	月～金曜日 10:00～12:00 13:00～15:00	土・日曜日、祝日、年末年始

[問い合わせ先 地域福祉課]

9 保育士養成施設

厚生労働大臣の指定を受けた保育士を養成する施設です。保育士は、保育所や知的障害児施設など児童福祉施設において、児童の保育にあたる専門職です。

[問い合わせ先 各養成施設]

10 介護福祉士養成施設

介護福祉士を養成する施設です。介護福祉士は、身体上または精神上的の障害があることにより日常生活を営むことに支障がある方々に対し、専門的知識及び技術をもって、心身の状況に応じた介護及び介護に関する指導を行います。

[問い合わせ先 各養成施設]

11 社会福祉士養成施設

社会福祉士の国家試験受験資格が得られる施設です。社会福祉士は、身体上若しくは精神上的の障害があることまたは環境上の理由により、日常生活を営むことに支障がある方々の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供等を行います。

[問い合わせ先 各養成施設]

12 精神保健福祉士養成施設

精神保健福祉士の国家試験受験資格が得られる施設です。精神保健福祉士は、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受けている方々、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを

目的とする施設を利用している方々に対して、社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練、その他の援助を行います。

[問い合わせ先 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 電話 03-3486-7559]

1 3 介護福祉士修学資金等貸付制度

千葉県内に居住し、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、若しくは実務者研修養成施設に在学している方、又は離職した介護職員のうち、再就労を希望する方を対象に、修学資金を貸し付けています。

[問い合わせ先 千葉県福祉人材センター 電話 222-1294]

1 4 保育士就学資金貸付等制度

指定保育士養成施設に在学し保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や、潜在保育士が保育所等へ復帰するための準備に必要な費用の貸付などを行います。

[問い合わせ先 千葉市社会福祉協議会 電話 209-8867]

1 5 ひとり親家庭の貸付制度

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。

[問い合わせ先 こども家庭支援課]

1 6 福利厚生センター

社会福祉施設の経営者が契約することにより、施設の職員が福利厚生センター（ソウェルクラブ）の会員として登録され、健康管理、生活サポート、余暇活用、資質向上などの多様な福利厚生サービスを利用できます。

[問い合わせ先 ソウェルクラブ千葉（千葉県社会福祉事業共助会） 電話 245-1729]

1 7 千葉県福祉人材センター

福祉施設等へ就職を希望される方に、就職相談や求職登録、紹介、情報提供を行っています。

[問い合わせ先 千葉県福祉人材センター 電話 222-1294]

1 8 千葉県外国人介護人材支援センター

介護現場で働く外国人の方、介護職を目指す外国人の方や外国人を雇用する介護事業所の方を対象に、相談を受け付けています（英語、ベトナム語対応）。

[問い合わせ先 千葉県外国人介護人材支援センター 電話 205-4780]

1 9 ちば保育士・保育所支援センター

保育士として働いている方、保育士の資格を持っているが現在保育士として働いていない方の、就職・再就職の相談・支援を行っています。

[問い合わせ先 ちば保育士・保育所支援センター 電話 222-2668]